

# 専門研修（専門研修課程Ⅱ）及び 更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅱ）の受講対象者

次の要件を満たす場合、標記研修の受講対象者となります。ただし、**研修実施機関が指定する申込書類に不備がある場合、次の要件を満たしていても受講できません**。申込書類は、研修開催年度により様式が異なりますので、申込開始時期になりましたら、**研修実施機関ホームページ**から各自ダウンロードしてください。また、**法令等の改正により受講要件が変更となる場合があります。必ず、研修実施機関が作成した、研修開催年度の実施要綱にて受講要件を確認してください。**

**研修実施機関：山形県老人福祉施設協議会（ホームページ：<https://scws.yamagata.jp/>）**

## 1 受講対象者の要件

次の各研修区分①又は②のいずれかの要件を満たし、研修の全日程を受講できる者

### ① 専門研修（専門研修課程Ⅱ）

現に（※1）、介護支援専門員として実務に従事し（※2）、専門研修課程Ⅰを修了している就業後（※3）3年以上の者

### ② 更新研修（実務経験者対象・専門研修課程Ⅱ）

次の（ア）～（ウ）のすべてに該当し、介護支援専門員証の更新を受けようとする者

（ア）山形県介護支援専門員資格登録簿の登録を受けている者

（イ）現在有している介護支援専門員証の有効期間が、おおむね1年以内に満了する者

（ウ）現在有している介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者（実務経験者）（※4）

※1 「現に」とは、研修開催年の9月30日時点での予定とする。

※2 「介護支援専門員として実務に従事」とは、次のi)～vii)の事業所において、介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として就労（サービス計画の作成業務は必須）している者又は従事していた経験を有する者とする。

i) 居宅介護支援事業所（管理者としての就労を含む）

ii) 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

iii) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービス事業所

iv) 介護保険施設

v) 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

vi) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

vii) 介護予防支援事業所、地域包括支援センター

※3 「就業後」の期間は、現所属における期間のみならず、現在有している課介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員として実務に携わった期間の通算とする。

※4 「実務経験者」とは現在有している介護支援専門員証の有効期間内に※2の事業所に所属して就労した経験（介護支援専門員証の有効期間内にサービス計画の作成業務に従事又は居宅介護支援事業所において、それを一元的に管理している管理者の経験のある者）を有する者とする。

## 2 留意事項

- ・上記1研修区分①及び②の両方の要件に該当する場合は、②更新研修としての受講となる。
- ・介護支援専門員証の更新には上記1研修区分①又は②のいずれかの研修を修了することが義務付けられている。特に、研修区分①専門研修については、有効期間満了日のおおむね2年前から受講が可能であるため、余裕を持った受講計画を立てるようにすること。
- ・**上記1研修区分①専門研修において、申込書類のうち、担当事例について記載するところ、当該事例の内容又は体裁に不備がある**（事例類型にそぐわない内容である、利用者・家族・関係機関等の個人情報について記号化していない等）と**判断された場合、受講不許可となることがある**。